

(専水様式第1号)

専用水道布設工事(変更)設計の確認申請書

年 月 日

中津市長 あて

住 所

氏 名

印

水道法第32条の規定に基づき、下記専用水道の布設工事(変更)設計の確認を受けたいので、同法第33条の規定による関係書類を添えて申請します。

記

- 1 専用水道の名称・所在地
- 2 水道事務所の所在地

添付書類

- ・法第33条第4項及び規則第53条による書類

申請についての留意事項

- ・「中津市専用水道の手引き」P8を参照してください。
- ・変更設計に係る添付書類については、変更前と変更後に区分して記載すること。図面については変更する部分について赤書とすること。

専用水道布設工事設計の確認申請書添付書類

要	件
1	工事設計書
1-1	一日最大給水量及び一日平均給水量
1-2	水源の種別及び取水地点
1-3	水源の水量の概算及び水質試験の結果
1-4	水道施設の概要
1-5	水道施設の位置、規模及び構造
1-6	浄水方法
1-7	工事の着手及び完了の予定年月日
1-8	厚生労働省令で定める事項
	(1) 主要な水理計算
	(2) 主要な構造計算
	(3) 主要な水道施設の施工方法の概要

2 厚生労働省令で定める書類（図面を含む）	
2-1	水の供給を受ける者の数を記載した書類 人 戸
2-2	水の供給が行われる地域を記載した書類及び図面
2-3	水道施設の位置を明らかにする地図
2-4	水源及び浄水場の周辺の概況を明らかにする地図
2-5	主要な水道施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
2-6	導水管きょ、送水管及び主要な配水管の設置状況を明らかにする平面図、 縦断面図
その他	

（注）分譲住宅、分譲地等の水道計画については別紙1「専用水道設置者との協議事項」により協議のうえ、写しを添付すること。

別紙1 専用水道設置者との協議事項

	(該当の協議事項を○でかこんでください。)
	市の経営する水道事業に編入できるか。 (A) 統合編入できる。 (B) 統合編入できない。
統 合 に 関 す る 協 議 事 項	1 統合編入できる場合
	(1) 統合編入できる予定年月日及び当該事業名 (イ) 年 月 日統合(又は統合予定) (ロ)○○上(簡易)水道事業第○次拡張事業 (注)統合計画の概要を示す図面を添付してください。
	(2) 統合編入に関する諸条件について (イ)無償譲渡できるかどうか。 (A) できる (B) できない(理由を別紙で添付してください。) (ロ) (簡易)水道事業給水条例、規定等に適合しているかどうか。 設計の審査(使用資材の審査を含む) (A)適合している (B)適合していない 布設工事の竣工検査 (A)設置者がする (B)市がする
	(3) 統合編入までの間の専用水道の維持管理について (イ)居住者が100人以下であるときの維持管理について (A)造成者で行う (B)居住者で行う (C)市で行う (ロ)居住者が101人以上になったときからの維持管理について (A)造成者で行う (B)居住者で行う (C)市で行う
	2 統合編入できない場合
(1) 統合編入できない理由(別紙にして理由書を添付すること。) (2) 専用水道の維持管理について (イ)居住者が100人以下であるときの維持管理について (A)造成者で行う (B)居住者で行う (C)市で行う (ロ)居住者が101人以上になったときからの維持管理について (A)造成者で行う (B)居住者で行う (C)市で行う	
3 居住者が101人以上となり専用水道の管理を居住者が行う場合。 設置者の変更届、技術管理者の設置届の提出についての指導は (A)居住者で行う (B)市で行う	
その 他の 協 議 事 項	
	○○専用水道の設置に関して上記のとおり協議し両者共に確認します。 年 月 日 水道事業者名 印 ○○専用水道設置者名 印

(備考)この協議書は2通作成し、各自それぞれ1通を所持すること。

提出する本書の写しには、必ず提出者において原本証明をすること。